

事務連絡
令和5年3月29日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

運動健康増進施設認定基準の運用等について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号。以下「規程」という。）第2条第1号に掲げる健康増進のための有酸素運動を安全かつ適切に行うことのできる施設であって適切な生活指導を提供する場を有するものとして厚生労働大臣が認定する施設（以下「運動健康増進施設」という。）に係る規程第4条に規定する認定基準については、「運動健康増進施設認定基準について」（平成元年7月11日付け健医発第846号厚生省保健医療局長通知）において示しているところです。

「運動健康増進施設認定基準について」の6の②に示すとおり、運動健康増進施設は運動指導を行う者を常時配置することとされているところ、今般、24時間営業のフィットネス施設等が運動健康増進施設の認定を受けるに当たって、「常時」の解釈が不明確であることから、下記のとおり認定基準を明確化するとともに、運動健康増進施設としての営業時間が限定される施設等における留意事項をお示しすることとしたので、御了知の上、関係者に周知方をお願いします。

記

- 1 「運動健康増進施設認定基準について」の6の②中「常時」とは、「健康増進施設として営業する時間帯において、常時」を指すこと。

なお、規程第2条第2号に掲げる健康増進のための温泉利用及び運動を安全かつ適切に行うことのできる施設であって適切な生活指導を提供する場を有するものとして厚生労働大臣が認定する施設（以下「温泉利用型健康増進施設」という。）についても、「温泉利用型健康増進施設に係る認定基準について」（平成元年10月27日付け健医発第1348号厚生省保健医療局長通知）において、対応する基準の内容について「規程第2条第1号に掲げる施設に準ずる取扱いとする」とされていることを踏まえ、同様の取扱いとすること。

- 2 運動健康増進施設又は温泉利用型健康増進施設としての営業時間が限定される施設においては、運動健康増進施設又は温泉利用型健康増進施設として営業する時間帯を施設利用者へ分かりやすく周知すること。利用者への周知方法としては、各施設が運営するホームページ、各施設の案内パンフレット、各施設内の掲示などが考えられること。
- 3 運動健康増進施設又は温泉利用型健康増進施設としての営業時間が限定される施設においては、運動健康増進施設又は温泉利用型健康増進施設として営業を行わない時間帯においても、安全管理の観点から、地域の救急医療体制も踏まえ、緊急時に必要な対応をとれる体制の確保に努めること。